

平成 23 年 9 月 28 日(水)
平成 23 年度第 2 回長岡市高齢者保健福祉推進会議

第 5 期長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

総 論 (案)

総論の構成(案)

第4期計画

第1章 策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の位置付け
- 4 計画策定の体制
- 5 計画の期間
- 6 計画策定後の点検体制
- 7 高齢者等生活実態調査の実施
- 8 施策の体系図

第2章 高齢者保健福祉の基本目標と重点課題

- 1 基本目標と重点課題

※ 施策の体系図

第3章 高齢者等の概況

- 1 人口と世帯構造
 - (1) 人口構造
 - (2) 地区別人口及び高齢者人口
 - (3) 世帯構造の推移
- 2 要介護（要支援）認定者の現況
 - (1) 要介護者等の状況
 - (2) 要介護度別サービス利用者数
- 3 高齢者世帯と住居の状況

第5期計画(案)

第1章 策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の位置付け
- 4 計画策定の体制
- 5 計画策定に向けた取組
- 6 計画の期間
- 7 計画策定後の点検体制

第2章 高齢者保健福祉の基本目標と重点課題

- 1 基本目標と重点課題

※ 施策の体系図

第3章 高齢者等の概況

- 1 人口と世帯構造
 - (1) 人口構造
 - (2) 地区別人口及び高齢者人口
 - (3) 世帯構造の推移
- 2 要介護（要支援）認定者の現況
 - (1) 要介護者等の状況
 - (2) 要介護度別サービス利用者数
- 3 介護予防事業対象者の現況
- 4 高齢者世帯と住居の状況

第4章 日常生活圏域の設定

- 1 日常生活圏域の設定

第5章 日常生活圏域ニーズ調査

- 1 調査の目的
- 2 調査方法
- 3 調査結果

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

我が国では現在、総人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口が増加しています。長岡市においても少子高齢化や人口減少が確実に進んでおり、高齢化率は全国平均と比べ、高くなっています。加えて、核家族化の進行に伴い、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者だけの世帯が増加しています。

また、長岡市は山間部から市街地、海岸部までと特色のある地域を抱え、それぞれの地域における課題や市民ニーズは複雑・多様化しています。

このような状況の中、高齢者の多くは、介護や支援を必要な状態になってもできるだけ住み慣れた地域での生活の継続を望んでいることから、高齢者や介護者を地域全体で支える体制づくりが求められております。

国においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めるため、介護保険法の一部が改正されました。

今回策定した「第5期長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、住み慣れた自宅や地域での暮らしを継続できるよう、高齢者を地域全体で支えあい、安心して暮らせる体制づくりの推進を目指すものです。

2 計画の基本理念

長岡市では、「生涯健やかで、いきいきと暮らせるまちの実現」を目指すことを基本理念とします。

3 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画及び社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画を一体的に策定しました。

また、新潟県高齢者保健福祉計画、新潟県地域ケア体制整備構想、長岡市総合計画、ながおかヘルシープラン 21、長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、長岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画、長岡市地域防災計画、長岡市人権教育・啓発推進計画との整合性を図ります。

4 計画策定の体制

(1) 「長岡市高齢者保健福祉推進会議」の設置

介護保険被保険者をはじめとする市民・団体等の代表からなる委員会を設置し、委員から計画案についての意見、提言を受けて、この検討結果を計画に反映させることを目的としています。

〔構成〕

市内全域からの保険者・被保険者の代表、保健・医療・福祉関係者、学識

経験者、公募委員を含む 22 人の委員から構成しています。

(2) 連携体制

計画を策定するにあたり、長岡市の関係部署、県、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等の関係機関とも調整検討等を行いながら、計画を策定しました。今後も、関係機関と綿密な連絡を取りながら、計画の推進を目指します。

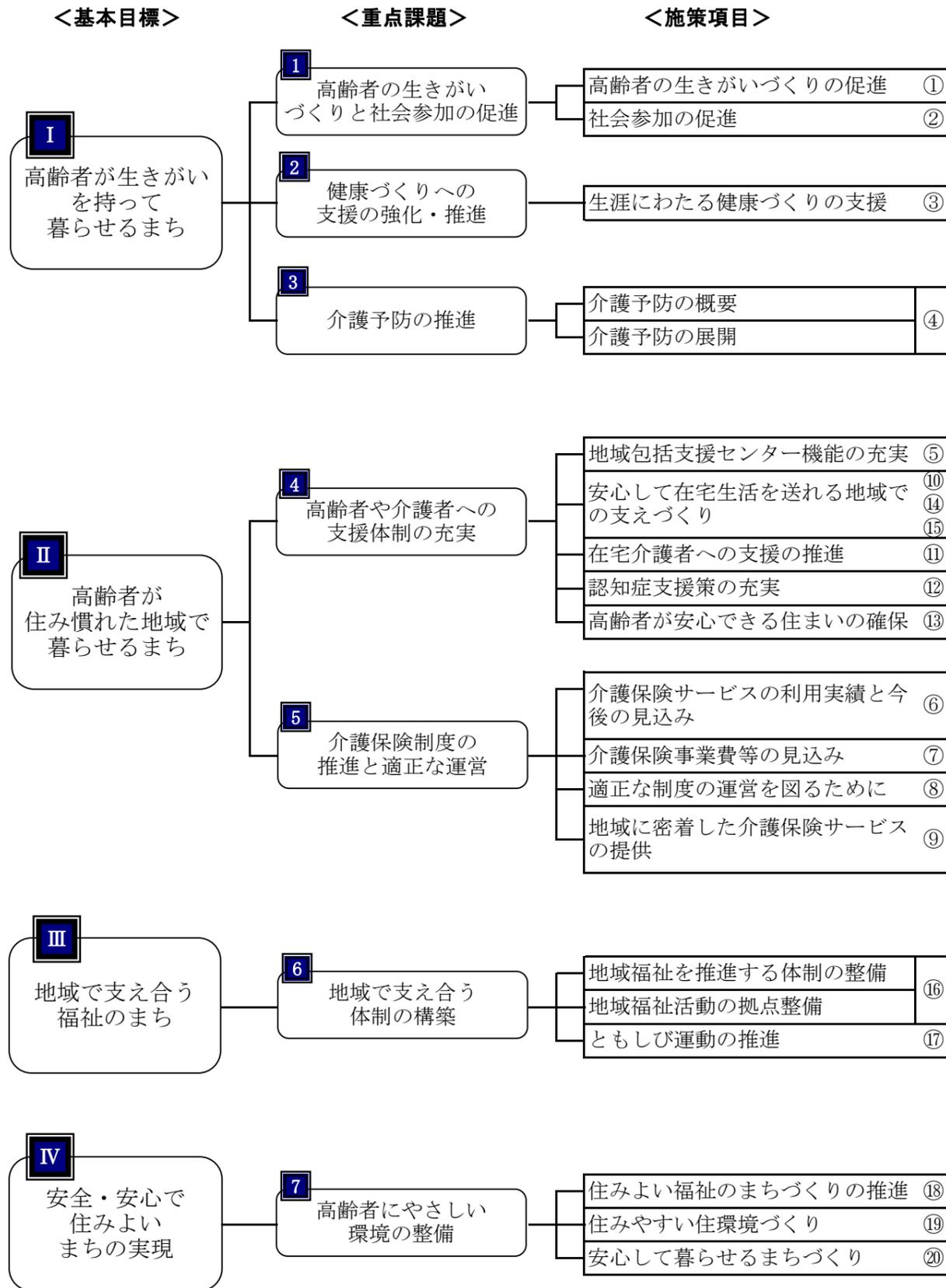
5 計画の期間

この計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年とし、平成 26 年度に次期計画策定のため見直しを行います。なお、計画期間中であっても介護保険法等の施行状況等によっては必要な見直しを行います。

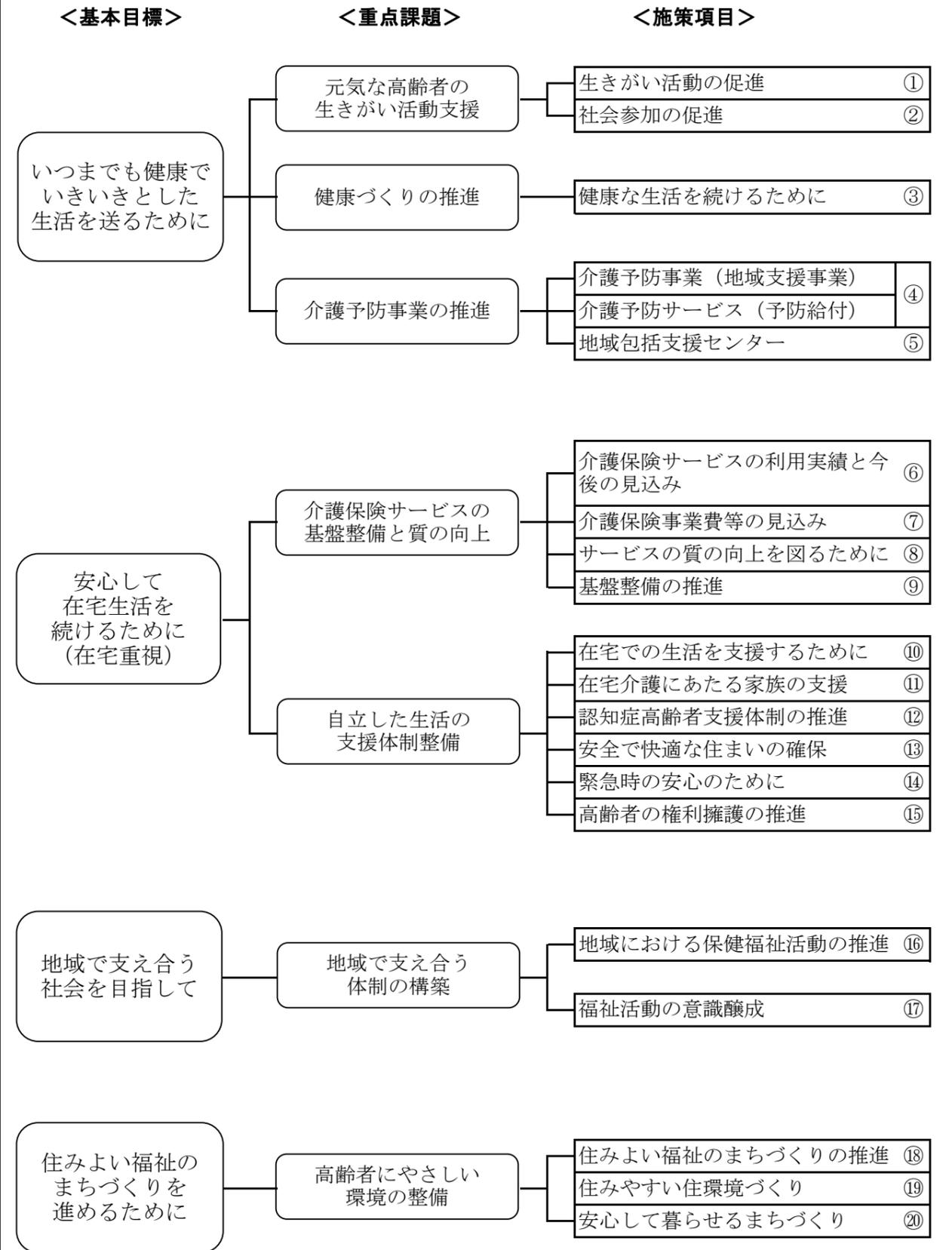
6 計画策定後の点検体制

「長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の適正かつ円滑な実施状況を管理するため、「長岡市高齢者保健福祉推進会議」を開催し、進捗状況を管理していきます。

第5期計画 施策の体系図(案)



第4期計画 施策の体系図



第2章 高齢者保健福祉の基本目標と重点課題

1 基本目標と重点課題

基本理念を達成するため、次の基本目標と重点課題に取り組み、施策を推進します。

- I 基本目標 「高齢者が生きがいを持って暮らせるまち」
重点課題
 - 1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
 - 2 健康づくりへの支援の強化・推進
 - 3 介護予防の推進

- II 基本目標 「高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまち」
重点課題
 - 4 高齢者や介護者への支援体制の充実
 - 5 介護保険制度の推進と適正な運営

- III 基本目標 「地域で支え合う福祉のまち」
重点課題
 - 6 地域で支え合う体制の構築

- IV 基本目標 「安全・安心で住みよいまち」
重点課題
 - 7 高齢者にやさしい環境の整備

<基本目標>

I 高齢者が生きがいを持って暮らせるまち

急速な少子高齢化が進行する中、元気な高齢者が活躍できるよう、それぞれのライフスタイルに合った生きがいと健康づくりの場を支援します。

また、高齢者ができるだけ健康で介護を必要としない状態にならないために、介護予防を推進します。

1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

(1) 高齢者の生きがいづくりの促進

高齢者が元気でいきいきと暮らせるよう、地域における高齢者の生きがいや健康づくりの場である「老人クラブ」の活動を支援するとともに、コミュニティ活動の推進、生涯学習、スポーツ・レクリエーションの機会や情報の提供に取り組みます。また、高齢者の憩いの場、生きがい活動の場として活用してもらえよう、高齢者センターを運営します。

(2) 社会参加の促進

全ての高齢者がいきいきと暮らせるように、また、さまざまな学習の場やシルバー人材センター、就業機会の増大を図るなど、高齢者の豊富な経験や知識と技術を活かしつつ活力を社会に還元する仕組みづくりについて支援・検討していきます。

2 健康づくりへの支援の強化・推進

(1) 生涯にわたる健康づくりの支援

自らの健康を意識した生活が続けられるように、各種健康診査の実施と地域コミュニティ活動等における啓発事業を実施し、健康づくりを推進します。

3 介護予防の推進

(1) 介護予防の概要

介護予防事業対象者を的確に把握し、生活機能の低下がみられる虚弱な高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、予防給付の推進により要支援・要介護状態の軽減・悪化防止を図ります。

(2) 介護予防の展開

的確な分析や評価を行い、介護予防事業の効果的な実施を図ります。

また、講演会の開催や介護予防に関わる人材を育成し、介護予防の普及啓発や介護予防自主サークル、地域活動組織の育成・支援を行います。

II 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまち

高齢者がいつまでも住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの実現を目指し、取り組みます。

また、介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするため、安定的な運営に努めるとともに、地域に密着したサービスの整備を計画的に進めます。

○地域包括ケアシステムの実現に向けて

高齢者が住み慣れた地域(日常生活圏域)で自立した日常生活が営めるよう、高齢者のニーズに応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供すること、すなわち高齢者を地域全体で支える体制のことを「地域包括ケアシステム」といいます。

この地域包括ケアシステムの実現には、①医療との連携強化、②介護サービスの充実強化、③予防の推進、④見守り、配食などの生活支援サービスの推進、⑤高齢者に配慮した住宅の整備という5つの視点での取り組みが重要です。

長岡市は第5期計画において特に重点的に取り組む課題として、高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めるため、地域包括支援センター機能を充実します。

また、急速に増加が予想される認知症高齢者が地域において自立した生活を送るため、認知症高齢者本人と家族のニーズに応じ、包括的に切れ目ないサービス提供ができるよう、支援策を充実します。

4 高齢者や介護者への支援体制の充実

(1) 地域包括支援センター機能の充実

高齢者の各種相談に対応する総合相談業務や高齢者虐待防止等の権利擁護業務、支援が途切れることなく一環して行われるように支援する包括的・継続的ケアマネジメント業務、要介護状態になることを予防、もしくは要介護状態になっても自立した生活を続けられるように支援する介護予防ケアマネジメント業務を引き続き推進します。

また、地域包括支援センターが核となり、地域住民や医療・介護・福祉・保健等、職種を超えた関係機関との連携を深めます。さらに地域包括支援センターのコーディネート機能を充実させ、介護保険サービス、介護保険外サービス、地域資源等の有効活用を図りながら高齢者が安心して住み慣れた地域での生活が継続できるよう、支援します。

(2) 安心して在宅生活を送れる地域での支えづくり

見守りサービスや生活用具の貸与など、在宅生活を支援する事業を実施します。

また、医療ニーズの高い一人暮らしや重度の要介護者が緊急時の対応を含め、安心して在宅生活を送ることができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスなどの新サービスの整備を計画的に推進します。

(3) 在宅介護者への支援の推進

自宅で高齢者の介護にあたる家族・介護者を支援するため、従来のある事業を見直し、新たな在宅介護者支援への仕組みづくりを始めます。あわせて、地域包括支

援センターとケアマネジャーの連携を強化し、介護者をフォローアップする体制づくりに取り組みます。

(4) 認知症支援策の充実

認知症の本人と家族が安心して今の生活を地域で続けるために、医療・介護・福祉・保健分野が連携し、認知症の理解を地域で広めるとともに、認知症の本人に対しての支援と介護する家族の負担を軽減するための支援や相談体制を充実します。

また、認知症は早期からの治療と適切な介護により、進行の予防・症状の緩和につながるため、認知症の早期発見のための関係機関の連携強化、認知症介護の質の向上、予防のための取り組みを推進します。

(5) 高齢者が安心できる住まいの確保

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の整備により、高齢者に適した住宅への住み替えを進めるとともに、高齢者世話付き住宅等へ生活援助員を派遣するなど、支援や介護の必要な高齢者が地域での在宅生活を継続できるよう支援します。

5 介護保険制度の推進と適正な運営

(1) 介護保険サービスの利用実績と今後の見込み

サービス利用者数の推計、過去のサービス利用実績及び日常生活圏域ニーズ調査結果等を勘案して必要な利用量を見込みました。

(2) 介護保険事業費等の見込み

「介護保険サービスの見込量の推計」に基づき適正に算出しました。

(3) 適正な制度の運営を図るために

サービス全般の質の確保と向上を目指した介護支援専門員への研修や介護相談員派遣事業を行うとともに、介護給付適正化事業を推進します。

さらに、地域密着型サービス事業所に対してサービスの質の向上、利用者の権利擁護、地域交流、地域社会への還元などに重点を置いた指導及び監督を行います。

(4) 地域に密着した介護保険サービスの提供

日常生活圏域ニーズ調査結果、高齢者人口、要介護・要支援認定者数の推計等から把握した日常生活圏域ごとの地域特性をふまえ、計画的な基盤整備を推進します。

さらに、民間活力を活かすために、社会福祉法人等が整備する地域密着型サービス事業所の建設に対し補助金を交付するなど、整備を推進します。

Ⅲ 地域で支え合う福祉のまち

長岡市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会及び地区福祉会を中心に、ボランティア団体・NPO法人などの市民団体との連携を図り、さまざまな団体や地域住民との協働により、高齢者を地域全体で支え合う体制づくりを目指します。

また、「ともしび運動」の推進を通じてすべての人々がともに理解しあい、互いに助け合う心の醸成を図ります。

6 地域で支え合う体制の構築

(1) 地域福祉を推進する体制の整備

自然災害や日々の事故等から身を守り、安心した生活を送るためには、地域住民同士のつながり、結びつきが欠かせません。高齢者の生活内部にまで目を配り、見守るために、地域コミュニティの形成や長岡市社会福祉協議会等との連携を進めていきます。

(2) 地域福祉活動の拠点整備

ボランティア団体など関係団体の交流の場、活動拠点を備えた複合的な福祉機能を持つ拠点を整備し、市民が気軽に福祉活動に関わることのできる環境整備を進めます。

(3) ともしび運動の推進

高齢者や障害のある人に対する市民の理解と認識を深め、すべての人々が「ともに生きる仲間」であるという意識を醸成するため、長岡市社会福祉協議会をはじめとする民間団体や市民各層との連携を強化しながら、ふれあいと相互理解の促進、福祉教育の推進を図ります。

Ⅳ 安全・安心で住みよいまちの実現

誰もが安全で快適な生活を続けるために、歩行環境・公共的施設のバリアフリー化促進や住宅環境の整備だけでなく、防災時の安全確保等のソフト施策も推進し、総合的に福祉のまちづくりを進めていきます。

7 高齢者にやさしい環境の整備

(1) 住みよい福祉のまちづくりの推進

高齢者にとって利用しやすいまちづくりを進めるため、バリアフリー化や公共交通機関の整備を促進します。

(2) 住みやすい住環境づくり

高齢者が安全で安心して暮らせる住環境整備の促進を図るとともに、公営住宅での環境整備を推進します。

(3) 安心して暮らせるまちづくり

高齢者だけでなく市民自身が自然災害からの被害を最小限にするため、地域の防災組織の強化や災害時要援護者避難支援プランの活用を推進を図るとともに、日常生活における防犯・の交通安全活動や火災予防運動の推進に努めます。

第3章 高齢者等の概況

1 人口と世帯構造

(1) 人口構造

平成23年10月1日現在の長岡市の総人口は_____人です。このうち65歳以上の高齢者人口は、_____人で、人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は、_____%となっています。

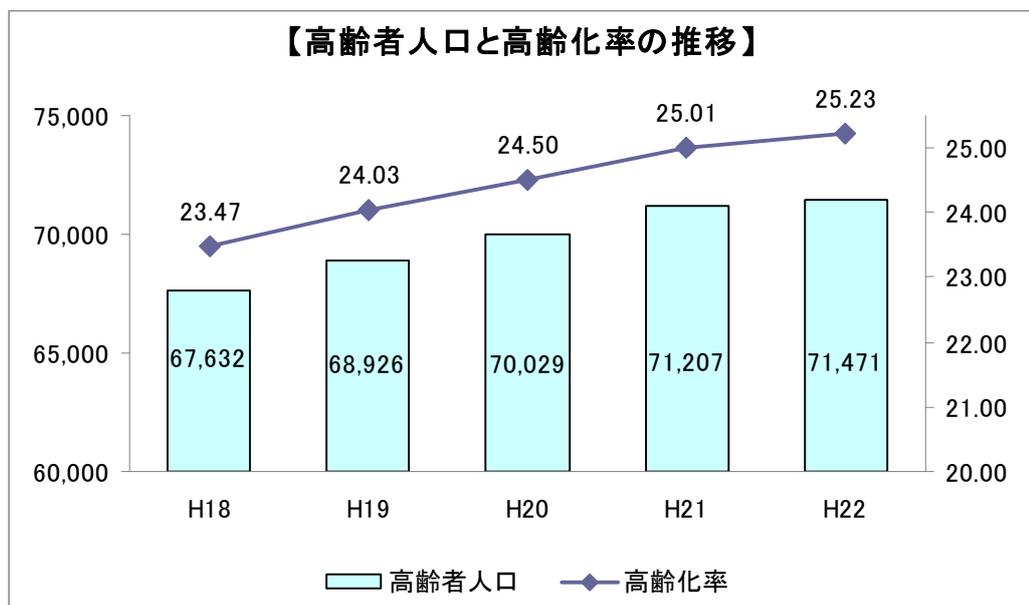
総人口は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。それに伴い、高齢化率も増加傾向にあります。

【人口構造と被保険者の状況】

(単位：人)

区 分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口		288,197	286,860	285,788	284,711	283,289	
第2号被保険者	40～64歳人口	95,880	95,405	95,076	94,627	94,932	
第1号被保険者	65～69歳人口	16,750	16,962	17,105	17,700	17,118	
	70～74歳人口	16,417	16,470	16,312	15,975	15,973	
	前期高齢者人口	33,167	33,432	33,417	33,675	33,091	
	75～79歳人口	14,978	15,006	14,998	14,773	14,778	
	80～84歳人口	10,539	11,040	11,730	12,251	12,420	
	85歳以上人口	8,948	9,448	9,884	10,508	11,182	
	後期高齢者人口	34,465	35,494	36,612	37,532	38,380	
	合計	67,632	68,926	70,029	71,207	71,471	
	高齢化率(%)	23.47	24.03	24.50	25.01	25.23	
後期高齢化率(%)	11.96	12.37	12.81	13.18	13.55		

※各年10月1日現在の住民基本台帳人口



(2) 日常生活圏域別人口及び高齢者人口

長岡市の日常生活圏域別高齢者人口及び高齢化率は次のとおりです。

長岡市全体では、高齢化率が 25.26%となっています。そのうち、高齢化率が最も高いのは、栃尾地区で 33.15%、最も低いのは、川西地区南で 20.05%となっています。

【日常生活圏域別人口及び高齢者人口の状況】

(単位：人)

区 分	総 人 口	高齢者人口	高齢化率 (%)
川東地区西	30,549	8,644	28.30
川東地区東	37,192	9,370	25.19
川東地区北	32,403	7,261	22.41
川東地区南・山古志	31,426	7,907	25.16
川西地区北・三島	22,342	4,696	21.02
川西地区南	46,094	9,243	20.05
中之島・与板	19,333	4,806	24.86
越路・小国	20,583	6,057	29.43
和島・寺泊	15,654	4,675	29.86
栃尾	21,509	7,131	33.15
川口	5,014	1,480	29.52
合 計	282,099	71,270	25.26

※平成 23 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口

(3) 世帯構造の推移

平成 17 年国勢調査における本市の総世帯数は 94,732 世帯で、三世帯世帯が減少している一方、単独世帯と核家族世帯が伸びています。

区 分	総世帯数	核家族世帯数 (%)	三世帯世帯数 (%)	単独世帯数 (%)
平成 7 年	86,328	42,851 (49.6)	20,405 (23.6)	17,160 (19.9)
平成 12 年	91,826	45,968 (50.1)	18,273 (19.9)	20,749 (22.6)
平成 17 年	94,732	48,380 (51.1)	18,433 (19.5)	22,773 (24.0)
平成 22 年				

※総世帯数に施設入所者は含まれない。

2 要介護（要支援）認定者の現況

(1) 要介護者等の状況

高齢者人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあります。

また、介護保険制度の定着及び長寿命化に伴い、要介護（要支援）認定率も増加傾向にあります。

各区分における、全体に占める割合については、要支援1と要介護1・2において増加傾向に、要介護4・5の重度の方の割合は、ほぼ横ばいとなっています。

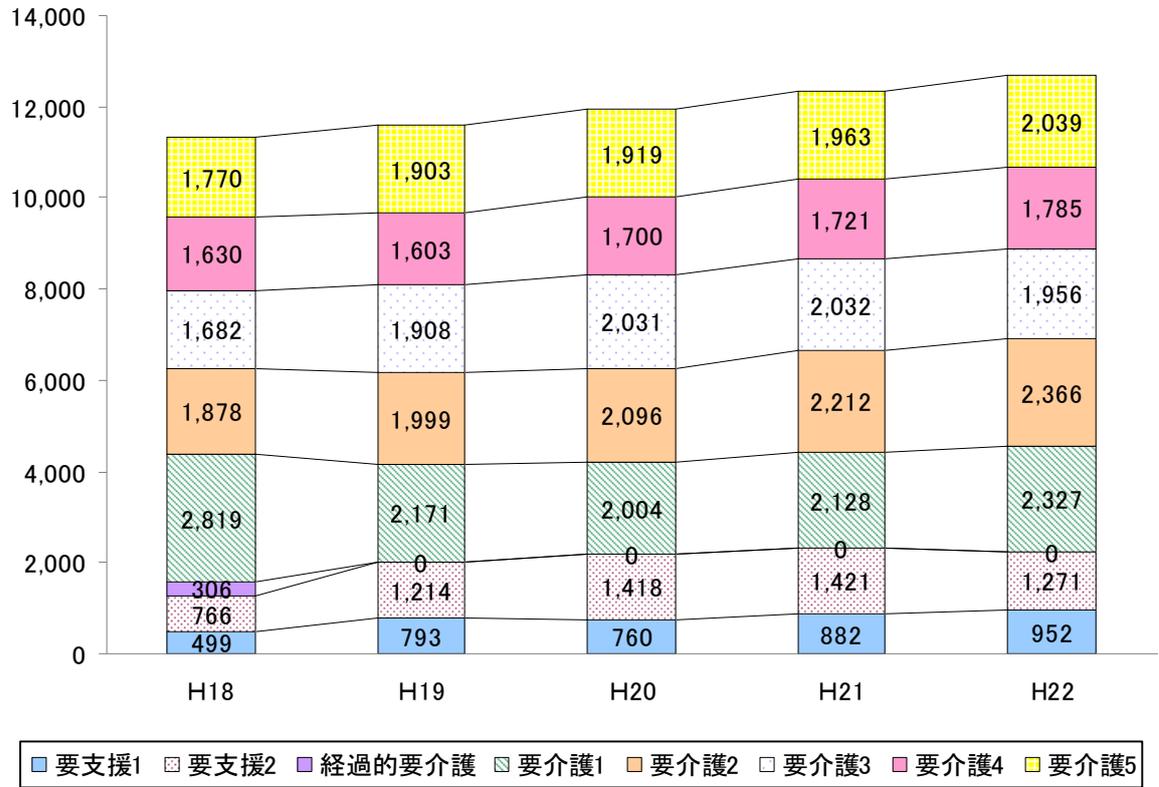
(単位：人)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	499	793	760	882	952	
要支援 2	766	1,214	1,418	1,421	1,271	
経過的要介護	306					
要介護 1	2,819	2,171	2,004	2,128	2,327	
要介護 2	1,878	1,999	2,096	2,212	2,366	
要介護 3	1,682	1,908	2,031	2,032	1,956	
要介護 4	1,630	1,603	1,700	1,721	1,785	
要介護 5	1,770	1,903	1,919	1,963	2,039	
計	11,350	11,591	11,928	12,359	12,696	
認定率 (%)	16.27	16.34	16.55	16.90	17.31	

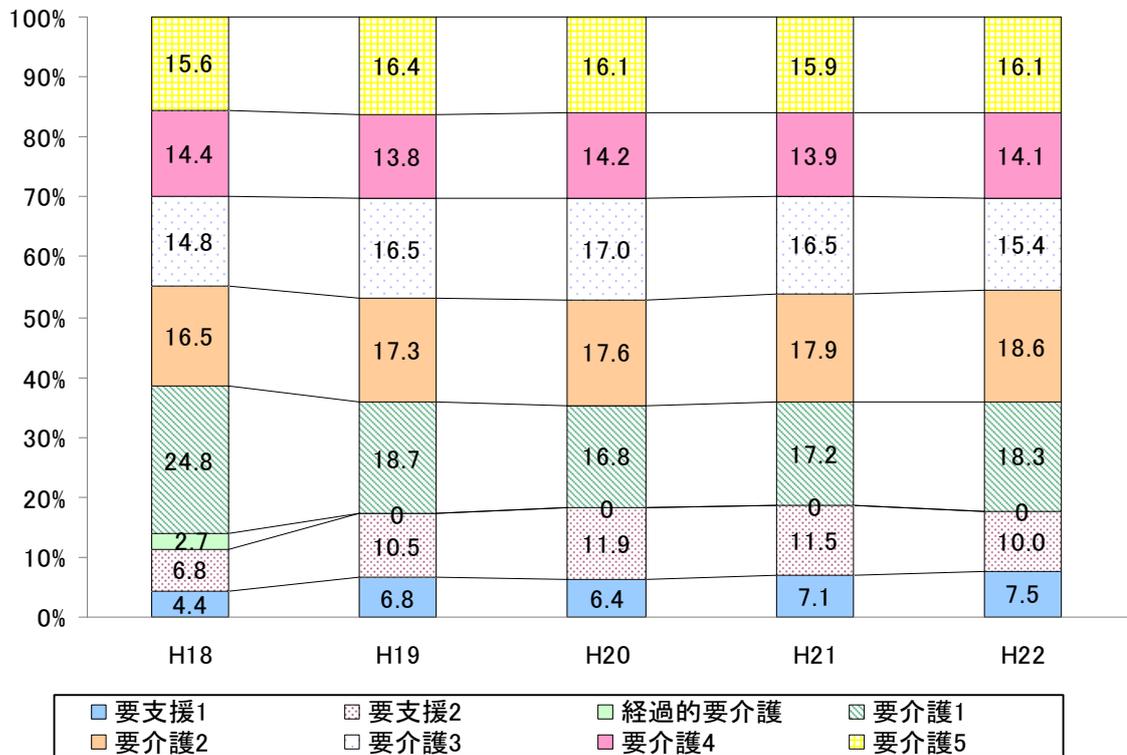
※各年介護保険事業状況報告9月分集計の認定者数で、第2号被保険者を含む

※認定率は、第1号被保険者数と第1号認定者数の割合で算出

【要介護度別認定者数の内訳】



【要介護度別認定者数の比率】



(2) 要介護度別サービス利用者数

認定者数の増加に伴い、サービス利用者数も増加傾向にあります。

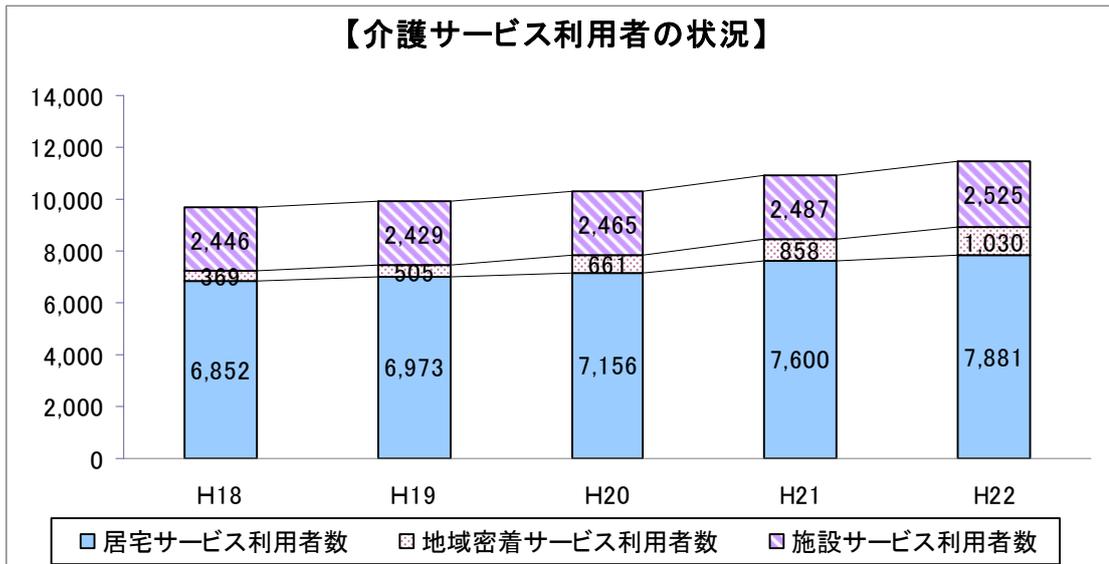
特に、地域密着型サービスにおいては、施設整備が進み、すべての介護度で利用者が増加しています。

(単位：人／月)

サービス区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 見込
居宅サービス 利用者数	要支援1	237	421	416	479	566	637
	要支援2	398	793	956	981	925	904
	経過的要介護	177					
	要支援	38					
	要介護1	2,168	1,579	1,484	1,600	1,745	1,899
	要介護2	1,387	1,507	1,579	1,781	1,790	1,908
	要介護3	1,053	1,223	1,273	1,272	1,264	1,306
	要介護4	784	795	824	862	929	964
	要介護5	610	655	624	625	662	721
	計	6,852	6,973	7,156	7,600	7,881	8,339
地域密着型 サービス 利用者数	要支援1	1	1	1	2	4	5
	要支援2	1	1	1	2	7	7
	経過的要介護	1					
	要介護1	58	79	115	148	173	205
	要介護2	90	113	148	196	244	277
	要介護3	109	157	203	250	279	298
	要介護4	70	99	120	158	187	201
	要介護5	39	55	73	102	136	161
	計	369	505	661	858	1,030	1,154
施設サービス 利用者数	要介護1	130	100	83	69	84	91
	要介護2	243	216	215	225	231	246
	要介護3	463	504	518	496	470	486
	要介護4	701	668	672	682	681	707
	要介護5	909	941	977	1,015	1,059	1,153
	計	2,446	2,429	2,465	2,487	2,525	2,683

※各年度介護保険事業状況報告（月報、年報）活用

※居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスを複数にわたり受給した場合は、該当する欄にそれぞれ計上している。



3 介護予防事業対象者の現況

基本チェックリストを実施した高齢者のうち、約2から3割が二次予防事業対象者に該当しています。

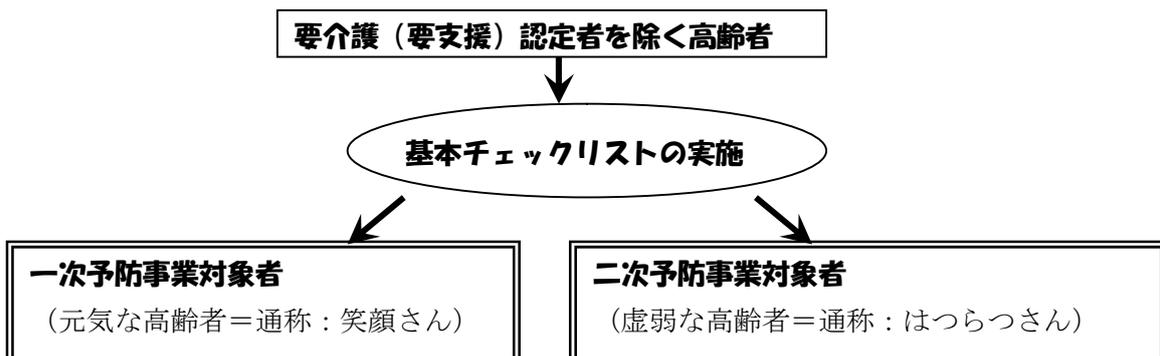
(単位:人)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基本チェックリスト実施者数	-	-	18,457	19,326	17,234	
二次予防事業対象者数(※)	545	4,026	6,339	4,002	3,447	
一次予防事業対象者数	55,737	53,309	51,762	54,846	55,628	

※ 介護予防事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査

- ・平成18年度から21年度は「特定高齢者数」を計上した。
- ・平成18年度は選定基準が異なる。

介護予防事業対象選定フローチャート



4 高齢者世帯と住居の状況

平成7年から平成17年の10年間で総世帯数の伸びが1.10倍であるのに対し、高齢単身世帯は、1.8倍、高齢夫婦世帯も1.7倍に増えています。

住居については高齢者のほとんどが持ち家で暮らしています。

【高齢者のいる世帯の状況】

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数		86,328	91,826	94,732	
65歳以上 親族のいる世帯	世帯数	35,010	38,790	41,902	
	割合 (%)	40.6	42.2	44.2	
①高齢単身世帯	世帯数	2,917	4,088	5,252	
	割合 (%)	3.4	4.5	5.5	
②高齢夫婦世帯	世帯数	5,062	6,899	8,572	
	割合 (%)	5.9	7.5	9.0	
③その他の世帯	世帯数	27,031	27,803	28,078	
	割合 (%)	31.3	30.3	29.6	

資料：国勢調査

※総世帯数に施設入所者は含まれない。

※夫婦どちらかが、65歳以上の世帯は、高齢夫婦世帯に含めた。

【高齢者の住居状況】（65歳以上親族のいる一般世帯数）

区 分		持ち家	公営・公 団・公社	民営借家	給与住宅	間借り	その他	合計
長岡市	世帯数	38,638	1,401	1,605	107	110	41	41,902
	割合 (%)	92.2	3.3	3.8	0.3	0.3	0.1	100
新潟県	世帯数	352,555	6,773	13,331	839	1,280	563	375,341
	割合 (%)	93.9	1.8	3.6	0.3	0.3	0.1	100

資料：平成17年国勢調査

5 高齢者の就業状況

就労している高齢者の数は増加しており、65歳以上の方のほぼ5人に1人が就労しています。

区 分	65歳以上人口	65歳以上就業者数 []は県	全就業者数に占める率 []は県
65～69歳	16,664人	6,546人 (39.3%) [39.1%]	4.5%[4.7%]
70～74歳	16,007人	4,147人 (25.9%) [26.6%]	2.9%[3.1%]
75～79歳	14,567人	2,275人 (15.6%) [16.6%]	1.6%[1.7%]
80～84歳	9,619人	754人 (7.8%) [8.5%]	0.5%[0.6%]
85歳以上	8,421人	259人 (3.1%) [3.0%]	0.2%[0.2%]
計	65,278人	13,981人 (21.4%) [21.9%]	9.7%[10.4%]
平成12年調査計	59,679人	12,931人 (21.8%) [23.2%]	8.8%[9.6%]

資料：平成17年国勢調査

第4章 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域のあり方

第3期計画(平成18年度策定)以降の市町村介護保険事業計画においては、高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内を身近な生活圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスなどのサービス拠点の整備を進めています。

この身近な生活圏域のことを「日常生活圏域」と呼びます。「日常生活圏域」は、保険者である市町村が地理的条件、人口、その他社会的条件や介護サービス等を提供するための施設状況等を総合的に勘案して定めます。

(2) 長岡市の日常生活圏域

第3期計画策定時(平成18年度)は、第1次及び第2次市町村合併直後であり、旧市町村単位の地域特性が色濃く残っていたため、旧市町村単位を基本とし、旧長岡市については、「第二次新長岡発展計画」(旧長岡市総合計画)における地域分割を継承して「日常生活圏域」を設定しました。

また、第4期計画(平成21から23年度)においても地域特性に大きな変化がなかったことから第3期計画と同じ圏域としました。

しかしながら、第3期計画及び第4期計画における日常生活圏域は、地域包括支援センターを設置する区域と一致していないため、地域包括支援センターが担当する区域に複数の日常生活圏域の一部が含まれており、身近な生活圏域といえない状況にある圏域があります。また、日常生活圏域の人口規模に著しい差が生じており、圏域間の地域密着型サービスなどの供給体制に偏りがあるのが現状です。

「地域密着型サービス」が要介護者等の住み慣れた地域での生活の継続をどう支えるかという観点から、要介護者等の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるサービスであること、「地域包括支援センター」が地域における高齢者の在宅生活を支える中核的機関であることから、第5期計画では、地域包括支援センターの設置単位を長岡市の日常生活圏域とします。

この新しい日常生活圏域では人口規模が平均化し、介護サービス等供給体制の格差が是正されることから、高齢者が支援や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域全体で高齢者を支え合う体制整備に向けた取り組みを行います。

日常生活圏域を構成する地区・地域

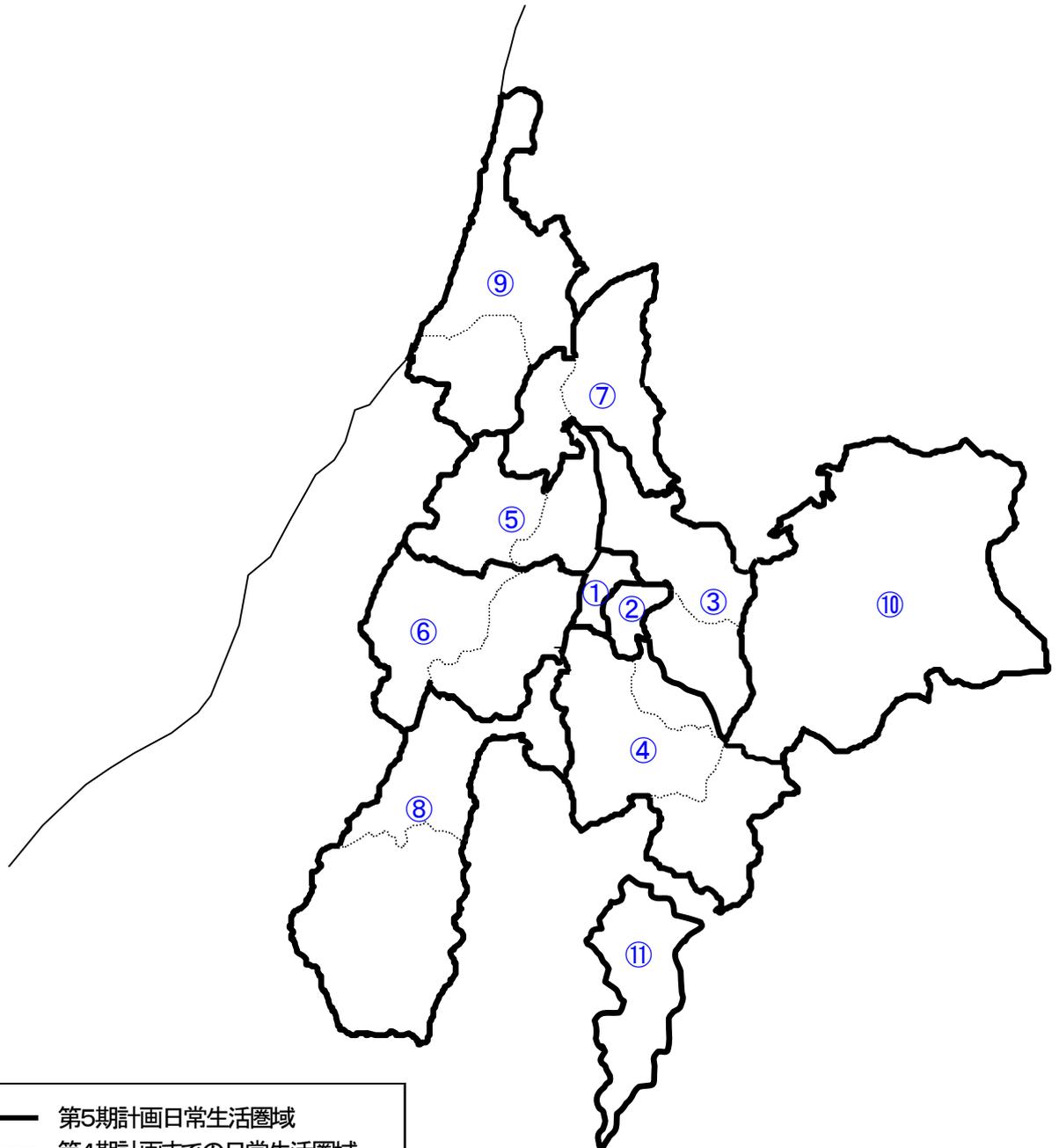
【第4期計画】

	日常生活圏域の名称	構成する地区・地域名
1	川東中央部	千手、表町、中島、神田、新町 四郎丸、豊田、阪之上、川崎
2	川東北部	富曾亀、新組、黒条、山本
3	川東東部	山通、栖吉
4	川東南部	宮内、十日町、六日市、太田
5	川西北部	下川西、上川西、福戸、王寺川
6	川西南部	大島、希望が丘、日越、深才
7	川西西部	関原、宮本、大積、青葉台
8	中之島	中之島地域
9	越路	越路地域
10	三島	三島地域
11	山古志	山古志地域
12	小国	小国地域
13	和島	和島地域
14	寺泊	寺泊地域
15	栃尾	栃尾地域
16	与板	与板地域
17	川口	川口地域

【第5期計画】

	日常生活圏域の名称	構成する地区・地域名	地域包括支援センターの名称
1	川東地区西	千手、表町、中島、神田、新町	なかじま
2	川東地区東	四郎丸、豊田、阪之上、川崎	けさじろ
3	川東地区北	栖吉、富曾亀、山本、新組、黒条	ふそき
4	川東地区南・山古志	宮内、十日町、六日市、太田、山通、山古志地域	みやうち・やまこし
5	川西地区北・三島	下川西、上川西、王寺川、福戸、三島地域	まきやま・みしま
6	川西地区南	大島、希望が丘、日越、関原、宮本、大積、深才、青葉台	にしながおか
7	中之島・与板	中之島地域、与板地域	なかのしま・よいた
8	越路・小国	越路地域、小国地域	こしじ・おぐに
9	和島・寺泊	和島地域、寺泊地域	わしま・てらどまり
10	栃尾	栃尾地域	とちお
11	川口	川口地域	かわぐち

日常生活圏域図



- | | | |
|---|-----------|---------------------------|
| ① | 川東地区西 | (・千手・表町・中島・神田・新町) |
| ② | 川東地区東 | (・四郎丸・豊田・阪之上・川崎) |
| ③ | 川東地区北 | (・栖吉・富曾亀・山本・新組・黒条) |
| ④ | 川東地区南・山古志 | (・宮内・十日町・六日市・太田・山通) |
| ⑤ | 川西地区北・三島 | (・下川西・上川西・王子川・福戸・三島) |
| ⑥ | 川西地区南 | (・大島・希望が丘・日越・関原・宮本・大積・深才) |
| ⑦ | 中之島・与板 | (・中之島・与板) |
| ⑧ | 越路・小国 | (・越路・小国) |
| ⑨ | 和島・寺泊 | (・和島・寺泊) |
| ⑩ | 栃尾 | (・栃尾) |
| ⑪ | 川口 | (・川口) |